

司法に沿った生活保護行政の遂行を求める会長声明

東京高等裁判所は、本日（2026（令和8）年3月25日）、千葉県内の生活保護利用者12名（うち1名は控訴審係属中に死去）が2013（平成25）年8月から実行された生活保護基準引下げ（以下「本件引下げ」という。）に係る保護費減額処分の取消等を求めた訴訟において、同処分が違法であると宣言し、原告らの請求を認容した千葉地方裁判所第一審判決を維持する判決を言い渡した。

これは、去る2025（令和7）年6月27日、最高裁判所第三小法廷が本件引下げについて生活保護法3条、8条2項に違反し違法であるとして、本件引下げに基づく保護費減額処分を取り消す判決（以下「令和7年最判」という。）を踏襲したものであり、極めて正当且つ至極まっとうな司法判断である。

令和7年最判を受けた対応策については、厚生労働省が社会保障審議会生活保護基準部会の下に設置した最高裁判決への対応に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議・検討がなされた。専門委員会は、2025（令和7）年11月18日に報告書を取りまとめて公表し、これを受け、厚生労働省は、同月21日、「最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」（以下「対応策」という。）を公表した。

その概要は、原告らを含むすべての生活保護利用世帯に対し、①令和7年最判で違法とされなかった「ゆがみ調整（及び2分の1処理）」を再実施し、②同最判で違法とされた「デフレ調整（-4.78%）」に代え、下位10%の低所得世帯の消費実態との比較による新たな減額調整（-2.49%）を行ったうえで、③原告らについてのみ「特別給付」として②による減額相当分を追加給付する、というものであった。

さらに2026（令和8）年2月20日、④追加給付を行う原告は判決が確定した者のみを対象とする、とまでされるようになった。

しかし、令和7年最判を受けた原告らについては、引下げ前基準との差額保護費の給付請求権が生じている。この給付請求権は、生存権（憲法25条1項）に由来する財産権（憲法29条1項）であるところ、この極めて重要な権利を遡及的に侵害する

対応策は、遡及適用禁止の原則に反し違法である。

また、上記②の新たな減額調整は、被告国側がデフレ調整を正当化する根拠として主張したものの令和7年最判が採用しなかったものである。これを再減額の根拠として用いることは同最判の判断を蔑ろにするものであり、専門委員会においても、法学系委員らが「前訴で主張し又は主張し得た理由に基づく再減額改定は紛争の一回的解決の要請等に反し許されない」旨一致して指摘してきたことからすれば、専門委員会以示された専門的知見にも反している。

さらに、違法とされた基準引下げによる不利益はすべての生活保護利用者が等しく被っており、専門委員会の一部委員も指摘していたとおり、一連の訴訟が代表訴訟的性格を有することや、そもそも本判決は全ての生活保護利用者に適用される基準引下げ自体を違法と判断したことからすれば、上記③のように原告であったか否かによって、さらには勝訴判決が確定しているか否かによって、補償内容に差異を設けることは、法の下での平等（憲法14条）や無差別平等原理（生活保護法2条）に反する。何より、このような行政判断がそのまま実行されることは、令和7年最判の意義をまったく無にするものであり、司法の本質的役割を蔑ろにすることにほかならず、「法の支配」、「三権分立」を瓦解させることにつながりかねない。

当会は、2021（令和3）年3月11日にも、令和7年最判と同旨の、いわゆるデフレ調整の違法を訴え本件引下げの撤回等を求める「生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明」を発出しているところであるが、これらを蔑ろにする今般の厚生労働省の対応策には到底承服することはできない。

当会は、国及び厚生労働大臣に対し、憲法25条の生存権の保証を絶対とする令和7年最判に基づき、違法な「対応策」を撤回した上で、すべての生活保護利用者に対する全面的な被害回復措置を直ちに実施することを改めて求めるとともに、本日言い渡された東京高等裁判所判決に対し、上告しないよう強く求める。

2026年（令和8年）3月26日

千葉県弁護士会

会長 金城 未来彦